

新大阪駅営業二科は半休が取得できる！ 半休を付与せよ！会社に再申し入れ！

会社は、新大阪駅営業二科における半休の取得について「半休は付与出来ない」との認識を明らかにしました。営業二科は半休が取得出来る職場にも関わらず、半休を付与しない会社に対して再申し入れを行いました。以下申し入れの要旨です。

申し入れ

会社は「協約（議事録）に基づいて新大阪駅営業二科は半休を付与出来ない」と回答した。

議事録とは「駅等のように出面での要員確保が必要となる箇所で、出面の一員として作業ダイヤにより業務に従事する社員については、半休ではなく1暦日の年休を取得したほうが正常な業務運営の確保の観点から望ましい。今後についても、半休を取得するにあたり代替勤務者の手配を伴うような場合等は、従前通り義務的休暇ではない半休の取得を認めることは基本的に考えていない」である。

営業二科は、新大阪駅の基準人員に含まれておらず、一日に必要な出面（要員）も明らかにされていない。このような特殊的な職場である営業二科は、出面での要員確保が必要となる箇所には該当しない。

このことを証明しているのは、同じ基準人員ではなく、同じ業務内容の職場である東京駅と新横浜駅の営業二科では半休が付与されている。東京駅と新横浜駅の営業二科では、半休を取得する社員は業務を補助する形で勤務しているので代替勤務者は必要としない。東京駅と新横浜駅の営業二科における半休付与は、会社がいうところの「レアなケース」「イレギュラー」ではなく協約に基づいて半休を付与されている。

議事録には「半休を取得することが業務の正常な運営に支障がない場合は、半休の取得を認めることはありうる」とある。

以上のことから、新大阪駅営業二科は半休を取得できる職場であることが明らかであることから半休を付与すること。